

議員提出議案第4号

横須賀市議会基本条例中改正について

横須賀市議会基本条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月10日提出

議会基本条例検証特別委員長 青木 秀介

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例

横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本原則（第3条—第6条）

第3章 議会運営等（第7条—第11条）

第4章 市民と議会の関係（第12条—第15条）

第5章 議会と市長等との関係（第16条—第19条）

第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進（第20条—第29条）

第7章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）

第8章 議会局等（第32条・第33条）

第9章 継続的な検証（第34条）

第1章から第3章までを次のように改める。

第1章 総則

（目的）

第1条 この議会基本条例（以下「この条例」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（この条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 基本原則

(議会及び議員の責務)

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会の運営し、市民の負託に応えなければならない。

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。
- (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。
- (3) 市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。
- (4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。
- (6) ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使すること。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動をする事。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

第3章 議会運営等

(通年議会)

第7条 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第8条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。

3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

(委員会)

第9条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

(1) 総務常任委員会

(2) 民生常任委員会

(3) 環境教育常任委員会

(4) 都市整備常任委員会

(5) 予算決算常任委員会

3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。

4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

(災害時等の対応)

第10条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

(会派)

第11条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等と合意形成に努めるものとする。

第12条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第13条第1項前段中「政策提案」を「政策提言」に改める。

第14条中「政策提案」を「政策提言」に改め、同条に次の2項を加える。

2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

「第6章 議会の機能強化」を「第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進」に改める。

第20条第1項中「積極的に」を「必要に応じて」に改める。

第23条を次のように改める。

(専門的知見の活用)

第23条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。

「第7章 議会改革の推進」を削る。

第29条中「議会との交流」を「議会、学術研究機関等との交流」に改める。

第8章を第7章とする。

第31条第2項中「第5条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第9章を第8章とする。

「第10章 継続的な検討」を「第9章 継続的な検証」に改める。

第34条の見出しを「(継続的な検証)」に改め、同条第1項を次のように改める。

議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項各号列記以外の部分中「第7条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第2条第1項中「第7条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第2項中「第7条第3項」を「第9条第3項」に改める。

（提案理由）

議会基本条例検証特別委員会における条例の全体的な検証を踏まえ、横須賀市議会としての目指すべき姿をよりの確に示すものとするため、この条例を改正する。